

5水港第2570号
令和6年2月15日

新潟県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
富山県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
石川県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁 漁港漁場整備部
整備課長
防災漁村課長

令和6年能登半島地震の被災地域における
災害復旧工事等の労働者宿舎の設置等に関する当面の措置について（試行）

今般、令和6年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等において、被災地周辺に宿泊可能な施設がなく、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合の費用計上について、当面の措置として下記のとおり試行することとしましたので通知します。各発注者におかれましては、これを参考として適切な積算に努めるようお願いいたします。

なお、貴県が所管する市町村に対しても周知をお願いいたします。

記

「漁港漁場関係工事積算基準」において、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用は共通仮設費に含まれるものとして規定されていますが、今般発生した令和6年能登半島地震の被災地域における災害復旧工事等においては、被災地周辺に宿泊可能な施設がない等のケースが想定されます。

よって、被災地域での災害復旧工事等の実施に際し、現地に労働者用宿舎の設置やキャンピングカーの手配、倉庫を借り上げて宿泊施設とする場合等の費用が必要となった場合には、受発注者協議の上、見積りを活用して適切に費用計上するようお願いいたします。